

〔大鏡〕法成寺の五大堂供養しはすには侍らずやなきはめてさむかりしころ、百僧なりしかば、御堂のきたの廂にこそは題名僧の座はせられたりしか、そのれうにその堂の庇はいれられたるなり、わざとの僧膳はせさせ給はで、炊け計たぶ、行事三人に五十人づゝわかたせ給ひて、僧座せられたる、御堂の南おもてに、かなえをたて、ハゆをたぎらかしつゝ、おものをいれて、いみじうあつくてまいらせわたしたるを、ぬるゝこそはあらめと僧達思ひて、さふゝとまいりたるぞ、はしたなききにはあづかりければ、北風はいとつめたきに、さばかりにはあらで、いとよくまいりたる御房たちも、いまはさうしほり、後に北むきの座にて、いかにさむかりけんなど、とのおはせ給ひければ、じかゝ候しかば、こよなくあたゝかにて、さむさもわすれ侍りきと申されければ、行事たちをいとよしとおぼしめしたりけり、ぬるくてまいりたりと、別の勘當などあるべきにはあらねど、殿をほむめたてまつりて、人にほめられ、ゆゑすゑにもさこそありけれど、いはれたまはんは、たゝなるよりはあしからず、よき事ぞかし、

〔中右記〕天仁元年十一月廿三日己巳、晩頭參内、○中次頭爲房朝臣勸盃、○註盃酌互及本末座、次居

加湯漬、攝政家儲之、長和寛治例也。

〔兵範記〕保元三年正月四日乙丑、參阿彌陀堂修正、○中御堂佛前供壇供餅并燈明如例、先神分導師

次初夜導師行了、次居湯漬菓子、中略湯漬如例、次右大臣殿御料、一同僧綱料、四位邦綱朝臣爲陪膳、五位役之、中納言殿料、藏人五位直役也、次殿上人料、民部大夫等役也。

〔明月記〕天福元年十一月廿一日辛酉、依病氣之煩、不得已而今朝魚食、可耻可悲、依大谷齋宮召進車、

敦通中將入道安居院宅未時許長者僧正參賀茂之次之由被過、羞湯漬、○下

〔醒睡笑〕一夫名のもとへ客あり、振舞に湯漬出たり、其席へ又客あり、それにて膳をすゑたり、又客來あり、膳を出せとあれども、つひに出かぬる時、物まかなふ者をよび出し、何とて手間をいら